

こうちの木の住まいづくり助成事業の制度概要

令和2年度版

対象者	<ul style="list-style-type: none">高知県内に木造住宅を建築・取得される方※高知県内に木造住宅を所有されている方でリフォーム工事をされる方※高知県内の住宅を内装木質化される方※ ※自ら居住するための住宅に限る
対象の住宅	<ul style="list-style-type: none">高知県内に建築する木造住宅（一部非木造混構造含）高知県内に存在する既存木造住宅（一部非木造混構造含）内装木質化をする高知県内の住宅（非木造含）
補助の条件	<ol style="list-style-type: none">①新築、増築の場合は、基本部位の80%以上に高知県内産乾燥木材を使用すること。②リフォームの場合は、リフォーム工事部分に高知県内産乾燥木材を使用すること。③内装木質化の場合は、内装化粧仕上材に高知県内産乾燥木材を使用すること。④新築、増築の場合は「瑕疵担保責任保険加入住宅」であること。⑤住宅の引渡前、またはリフォーム工事完了前に申込を行うこと。
助成額	<ol style="list-style-type: none">①基本部位、その他の部位 高知県内産JAS製材品の使用量1m³当たり20,000円 高知県内産乾燥木材の使用量1m³当たり12,000円②内装化粧仕上材（居室に限る） 高知県内産乾燥木材の使用面積1m²当たり2,000円③長期優良認定住宅の場合は、1棟あたり10万円を加算④児童手当を受ける児童が2人以上いる場合は、②で算出された金額を加算 ※①～④の合計の上限は80万円
その他	<ul style="list-style-type: none">「地域型住宅グリーン化事業」等との併用は可能 ※地域型補助を受ける場合を除く補助対象経費が区分できる場合は、住宅耐震化促進事業や市町村事業と併用可能